

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第 198 回定例会・会議録

日 時 令和元年 12 月 4 日 (水) 18:30~21:00

場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室

出席委員 石坂、神林、木村、桑原、三宮、須田、高木、高桑、
高橋、竹内、千原、三井田、三浦、宮崎

以上 14 名

欠席委員 相澤、石川、石塚、西巻

以上 4 名

(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所
水野所長 佐藤副所長 新通原子力防災専門官
内閣府 水野地域原子力防災推進官
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 渡邊所長
新潟県 原子力安全対策課 金子課長補佐 中倉主査 今井主任
柏崎市 防災・原子力課 小菅危機管理監 宮竹係長
白川主査 名塚再任用
刈羽村 総務課 武本課長 加藤主事
東京電力ホールディングス(株) 設楽発電所長 森田副所長
佐藤リスクコミュニケーター
篠田防災安全部長 米山安全総括部長
水谷土木・建築担当
佐藤地域共生総括 GM 須田地域共生総括 G
永田地域共生総括 G
(本社) 村田立地地域部部長
今井リスクコミュニケーター
(新潟本部) 中野新潟本部副本部長
(公財) 柏崎原子力広報センター 竹内事務局長
石黒主査 松岡主事
ライター 吉川

◎事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今より「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」第198回定例会を開催いたします。

本日の欠席委員は、相澤委員、石川委員、石塚委員、西巻委員の4名でございます。

それでは、本日お配りをしました資料の確認をさせていただきます。事務局からは、「会議次第」、「座席表」でございます。

続きましてオブザーバーの配布資料になります。原子力規制庁から1部、資源エネルギー庁から2部、内閣府から1部、新潟県から1部、柏崎市から1部、東京ホールディングスから2部。以上でございます。お揃いでしょうか。

それでは、これから議事進行につきましては議長からお願いいたします。桑原会長、よろしくお願いいたします。

◎桑原議長

皆様こんばんは。足下の悪い中ご参加いただきましてありがとうございます。まず、始める前に、先月の11月19日の情報共有会議におかれましては、委員の皆様、そしてオブザーバーの皆様から多数ご出席をいただきました。この場をお借りしまして、改めて御礼申し上げます。

それでは、第198回の地域の会定例会をはじめさせていただきたいと思っております。

まず初めに、前回定例会以降の動きということで質疑応答に入りますが、前回の通り、東京電力さんから刈羽村さんまでの説明が終わりましたら、委員の皆様より質疑に入らせていただきたいと思います。

それでは東京電力さん、お願いいたします。

◎森田副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

それでは森田より、「前回定例会以降の動き」についてご説明したいと思います。「第198回地域の会定例会資料（前回定例会以降の動き）」と記載されております資料をご覧ください。

最初は、不適合関係になります。

11月22日、1～5号機及び荒浜側焼却建屋（管理区域及び非管理区域）避難経路扉の開閉に関する不適合について。（公表区分3）。資料は2ページになります。

当初は福島第一原子力発電所事故を受けた緊急安全対策における浸水防止対策として、原子炉建屋や熱交換器建屋等の外部に面した扉の隙間に対して、コーキング処置を実施いたしました。コーキング処置とは、建築物において気密性や防水性向上を目的として、隙間を目地材などで充填することをいいます。

その後の調査において、2号機及び4号機の計9か所の扉は避難経路上の扉であり、現状においてもコーキング処置が施されたまま、開放できない状態であることが確認されました。

また、現在、建屋内部の避難経路上の扉に類似事象がないか調査しており、現時点

において 1 号機や荒浜側焼却建屋等で気密処理を目的にコーキング処置を行っているものを計 5 か所確認しております。

本件については、建築基準法及び消防法に抵触するものと考えており、11 月 22 日に関係行政機関へ報告致しました。

対応状況といたしましては、外部扉については速やかにコーキング処置を除去し避難経路を確保しました。内部扉については、類似個所について詳細調査を継続し、現時点で新たに 2 か所開放できない状態が確認されております。

次に、発電所に係る情報になります。

11 月 28 日、1～5 号機及び、荒浜側焼却建屋（管理区域及び非管理区域）避難経路扉の開閉に関する不適合の対応状況につきましては、ただ今ご説明したとおりでございますけれども、11 月 22 日に不適合の公表をした後、11 月 28 に追加情報として対応状況をお知らせいたしました。

続きまして、11 月 28 日、大湊側補助ボイラー建屋 2 階電源室、電源盤における火災の原因と対策について。資料は 5 ページになります。

10 月 18 日午後 3 時 51 分頃、大湊側補助ボイラー建屋 2 階電源室において、電源盤の受電操作を行っている。行なっていた協力作業員が電源盤からの発煙を確認し、119 番通報を実施すると共に、協力作業員が消火器による消火活動を行い、消化しました。その後、メーカー工場で調査を行った結果、機械部品摺動部。これは、お互いにこすれ合いながら滑っていく部分になりますけれども、潤滑剤が経年によって劣化消失したことにより、摺動部接触面の摩擦力が増大し、それにより切り替え動作時、操作用コイルの力では電源切り替え器が動作し切れず、操作用コイルへの通電状態が所定の時間以上継続したことで損傷に至ったものと推定いたしました。

対策といたしましては、当該電源切り替え器については現在製造中止となっていることから電源盤の改造を行い、現行機種への入れ替えを実施いたします。

また、大湊側補助ボイラーに設置されている当該の電源切り替え器と同型の機種 1 台についても同様に入れ替えを実施いたします。

尚、補助ボイラー建屋において、当該の電源切り替え器の後継機種が計 4 台設置されておりますが、これらの電源切り替え器の動作に問題がないことを確認しております。

次は 11 月 28 日、柏崎原子力発電所における安全対策の取り組み状況について。資料は 8 ページになります。前回からの変化といたしましては、8 ページ下段、大きな II 番の、「重大事故を起こさないために設計で担保すべき機能」の項目の 1 番。「火山・竜巻・外部火災等の自然現象により安全が損なわれないこと」のうちの (2) 番。「防火帯の設置」につきまして 11 月 15 日に工事が完了いたしました。

「その他」につきましては表記上の変化はございません。続きまして、その他の項目についてご説明致します。

11月21日、社内組織の改編について。資料は13ページになります。

当社は本年12月1日に、福島第二原子力発電所の廃止決定を受けて、長期にわたる安全且つ着実な遂行に向け体制を整備するため、原子力立地本部内に廃止措置準備室を設置いたしました。本組織は福島第二原子力発電所内に新たに設置する組織と共に、同発電所の廃止措置計画作成等の諸準備を実施していくものです。

次は11月27日、新潟市内における東京電力コミュニケーションブースの開設について。資料は15ページになります。東京電力コミュニケーションブースを12月6日から12月8日に渡って、イオンモール新潟南3階、デザート王国様前に開催させていただくことになりましたのでお知らせいたしました。

次は12月4日、コミュニケーション活動の取り組みについて。(11月活動報告)。資料は16ページになります。

今回はスマートフォン向けアプリ、「TEPCO 速報」を新潟県の皆様に広くご案内させていただくことを紹介させていただきました。

地震情報や雨量、雨雲情報などをお知らせするアプリになりますけれども、今年の3月からは災害時の避難施設を検索できる機能を追加いたしました。是非、皆様もご利用いただければと思います。

次は、福島の新進捗状況に関する主な情報となりますので、今井より説明させていただきます。

◎今井リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

東京電力本社立地地域部の今井でございます。本日は廃炉汚染対策の概要という点、2か月分、10月末の公表分と先月11月末の公表分の2種類を用意いたしておりました、右下、白抜きの大きなページP1～7ページまでございます。

まず、右下白抜きの1ページ、右上が10月31日の資料でございますが、1番上段の青い矢印が3つございまして、従来からご説明しておりますとおり、1番上の「使用済燃料プールの取り出し」につきましては4号機が完了しており、現在3号機の取り出し作業中です。残りの1・2号機につきましては、ガレキ撤去、除染調査などを行っており、今回、右上の青い四角の中の赤い字の部分がポイントでございまして、使用済燃料プールからの取り出しという点で、2号機につきましては建屋が水素爆発していないことから、燃料取り出しに向けては、昨年11月から今年の2月まで調査などを実施したことを踏まえ、当初は建屋の上部を全面解体する工法を計画しておりましたが、評価の結果、建屋の南側に小規模な穴を開けまして、ブーム型のクレーンを用いる工法へと変更することと致しました。

裏面2ページの上段真ん中に、その概要が書いておりますが、右下3ページに関連するスライドを用意させていただきました。右下白抜きの3ページの4つのスライドがある左上、「2号機燃料取り出し工法の検討状況について」でございまして、そのスライドの左下4ページを見ていただきますと記載の通り、当初はプランAということ

で建屋の上部を解体し、その後カバーを設置し、クレーンを設置して取り出す、3号機と同様な方法を検討しておりましたが、予想以上に建屋内の線量が低かったことをごさいまして、右の赤く四角囲っております通り、プランBということで、建屋は解体せずに、その脇、南側に、燃料取り出し用の高台を設置し、そこからアクセスして使用済燃料を取り出すという方法にいたしました。これにより、上段に書いております通り、建屋解体時に発生する放射性のダストの試算が防げ、また雨水の建屋の流入が抑制できることで結果的に汚染水の発生も抑制でき、また被ばくの低減等にも繋がると考えております。

右上の資料5番、スライド5番が具体的なイラストで、その左、右下6ページには、実際に燃料取扱装置が移動しながら取り出す方法を考えているというところを記載させていただいております。

続きまして2点目をごさいまして、1ページに戻っていただき右下の白抜きの2ページの左下です。1・2号機排気筒3ブロック目の解体を完了ということで、こちら10月の地域の会でも個別でご説明させていただきましたが、1・2号機の排気筒につきましては現在、半分まで解体する作業を行っていますが、なかなかうまくいっていないというのが現状でございます。3ブロック目が終わって現在、4ブロック目に取掛かったというところで、こちら個別資料、右下のページ数4ページをご用意しております。

4ページのスライド4つをごさいまして、タイトルが「福島第一原子力発電所1・2号機排気筒解体工事の進捗状況について」でございます。概要としては、右上の小さいスライドの2をご覧くださいます通り、半分まで解体するにあたり、計23ブロックの解体を計画しているというところです。現在、この赤く点線で囲みました4ブロック目の解体を作業している状況でございます。その下にある、小さいスライドの3ページがその作業の様子でございます。続いて左下のスライドの1を見ていただきたいのですが、この作業自体、8月からようやく着手できたところで、10月27日より、ようやく4ブロック目というのが解体できたところでございますが、3つ目のポツの通り、4ブロック目の筒身解体切断時、いわゆるジップソーという回転する鋸が咬み込んでしまい遠隔でその咬み込みを解消することができないということを判断いたしましたので、このクレーン吊り搭乗設備、いわゆるゴンドラみたいなもので、人間を排気筒の上部まで移送し、人力で切断するという作業を判断いたしまして、こちら昨日から作業を行い、今日無事に作業は完了しております。

1番下に書いております通り、4ブロック目の解体作業にあたりましては様々なトラブル等がございましたが、排気筒の解体については地元の大熊町エイブルさんが請け負っていただき、注目されている作業でもございますので、引き続き全体一で作業を進めて参りたいと考えております。

続きまして5ページが先月末、11月28日に公表させていただいた資料でございます。

して、5 ページ自体は特に変更はございません。

めくっていただき、右下 6 ページをご覧ください。6 ページの左上でございます。先ほどは、2 号機の使用済燃料プールの取り出しについて、工法のご説明いたしました。今度は 1 号機の使用済燃料プールの取り出しに向けての検討でございます。記載されている文、読み上げます。

1 号機の使用済燃料の取り出しに向けては、これまで南側の崩落屋根の下部の状況や原子炉ウェルプラグの汚染状況などの調査を進めて参りました。

これらの調査結果より、より慎重な作業が求められることから、これまで検討してきた燃料取り出し方法案に加え、より安全・安心の観点からガレキ撤去作業よりも先に、原子炉建屋を覆う大型カバーを設置してカバー内でガレキ撤去作業を行う案を含めた検討を進めていくということにいたしました。下のイラストの通り、当初は現行案ということで 3 号機と同様にガレキ撤去を行った後に、燃料取り出し装置、またカバーを設置して取り出しを開始するという計画でございましたが、やはり放射性物質の飛散、また雨水が混入することによって汚染水の増加にもつながりますので、現時点において、まずカバーをした上で、その中でガレキを撤去して、最終的には使用済燃料を取り出すという方法に変更するという検討を進めていくものでございます。

東京電力からの説明は以上となります。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして、原子力規制庁さんお願いいたします。

◎水野柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所の水野です。

まず、定例会の資料の説明の前に、本年も東京の本庁から研修生を受け入れておりました、その研修生 2 名が傍聴していることをご紹介します。若手の 2 年生の研修生でございますが、事務所での活動、検査、防災、モニタリングの活動を現場に来て実際に知ってもらおうと東京に戻ってからの業務に役立ててもらおうといった取り組みをずっと行ってございます。去年は雪の降る中、2 月くらいだったと思いますが、今年は 11 月の後半から 12 月と 2 週間、ちょっと早目で雪がないといったところがせっかく柏崎に来ていただいたのに雪が見られず、体験できないのは少し残念には思いますが、今日もこの日本海特有の季節といったところは体験していただいたので、こういった厳しいと思われる環境の中で我々一生懸命皆さんと対応しているという活動を知っていただければと思います。紹介まででございます。

では、前回定例会以降の説明につきましては座らせていただきます。

まず、11 月 19 日以降の規制庁の動きとしての資料でございますが、11 月 27 日に、第 44 回原子力規制委員会としまして、原子力規制検査の施行に向けた今後の取組み等についてご報告しています。

これは来年4月から本運用します、新規制度でございます原子力規制検査の準備状況について報告したものでございます。法令類及び情報発信について、どのようなことを考えているか、委員に説明しているものでございます。尚、新検査制度の概要につきましては次回の地域の会の定例会でご説明する予定でございます。

次に6・7号炉の審査状況についてご説明いたします。

前回定例会以降に引き続き、今回のご説明におきましても、7号炉の工事計画認可に対する資料の提出及びその内容についてのヒアリングを繰り返して実施してございます。また、11月8日及び11月14日におきましては、特定重大事故等対処施設、特重施設に関するヒアリングが実施されてございます。内容については非公開でございます。

また、その特重施設につきまして、11月19日の審査会合におきましても特重施設の概要説明ということで非公開でございますが、会合を実施してございます。

また、11月15日におきましては、発電所の現地確認といったところでございまして、審査チーム20名程度が3班に分かれ、機械、地盤、制御関係と3チームに分かれ、現場確認をしてございます。その時に入手した資料を公開しているものでございます。

次に、被規制者との面談についてご説明いたします。

11月8日、15日と高経年技術評価に関する保安規定の変更審査について、ヒアリングを実施してございます。8日につきましては5号炉、15日につきましては2号炉についてヒアリングをしているものでございます。尚、ここにはヒアリングと記載してございますが、実際、高経年化技術評価に関する資料の提出を受けて、その資料の内容につき確認し、今後ヒアリング等に反映する旨伝えているものでございます。

19日におきましては、特重施設に対する審査会合の内容につきまして論点整理をした旨の面談録が、内容は非公開でございますが、掲載されているものでございます。尚、今回の定例報告には載ってございませんが、前回の情報共有会議で配布しました資料におきましては、訓練用FAXの誤送信について掲載してございます。内容につきましては、これは本庁でオンサイト防災を担当している部署と東京電力が面談しているものでございまして、10月28日の宿直当番訓練時に、規制庁のERCに訓練FAXが3回送信されたといった内容でございます。

次のページにいきまして、モニタリング情報でございます。前回また今回記載している範囲におきまして、異常なモニタリングに関する情報は確認されてございません。

以上で規制庁から報告を終了いたします。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それでは引き続きまして資源エネルギー庁さん、お願いいたします。

◎渡邊柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。まず1点、ご説明の前に当庁で人事異動ございまして、先月開催されました情報共有会議では、覚道エネルギー政策統括調整官がご説明させていただいたところでございますが、その後、25日に新たに辞令が発令され、同じくエネルギー政策統括調整官に佐々木雅人、三代前の立地政策室長が着任いたしまして、主に新潟県を担当するというところでございますので、これからよろしくお願いいたします。

それでは、説明につきましては着席でご説明させていただきます。

前回定例会（令和元年11月19日以降の主な動き）ということでございますが、
1. エネルギー政策全般につきましてはまず、エネ庁ホームページスペシャルコンテンツのご紹介でございます。

11月20日に水素社会の実現に向けて世界で目標を共有した第2回水素閣僚会議。これは先般の時にも少しご説明させていただいたものでございます。

それから11月27日に使用済の核燃料を陸上で安全に保管する乾式貯蔵とは、ということで情報公開をしております。内容につきましては、「使用済燃料の貯蔵方法は湿式と乾式の2種類」、「乾式キャスクは安全なの。熱は。放射線量は」、核燃料サイクルの推進を前提に安全管理を徹底というような見出しで説明させていただいているところでございます。

次に、2. 電気事業関連でございます。11月29日に第35回原子力小委員会放射性廃棄物ワーキンググループが開催されまして、内容につきましては複数地域での文献調査の実施に向けた当面の取組み方針について議論が行われたところでございまして、本日その会議で配布されました資料1を参考としてお配りさせていただいているところでございます。後ほどご覧いただければと思います。

続きまして裏に行きまして、新エネ・省エネ関連でございます。

11月26日に第7回太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループが開催されまして、中間整理案について議論が行われたところでございます。前々回の地域の会で、石川委員からもこの廃棄の件についていろいろご質問及びご意見をいただいたところでございまして、この中間整理案では、10kW以上の事業用太陽光発電事業者がこの廃棄費用の積み立ての対象となるということでこれからどのように積み立て、どこに積み立てをしていくかなどについてさらにまたこれから議論を進めていくということでございます。廃棄費用の積み立てというのは必ずしも、再エネ、太陽光発電設備に限ったことではなく、古い話でいいますと、例えば鉱山、石炭や金属鉱山、これも最終的に掘ったところを埋めて原状復帰をする、或いはそのような義務が課せられており、事業者には掘った金属や石炭の量に応じて、そういう最終的な処分費用、埋め立てをして現状に戻す費用、これを強制的に積み立てさせるという制度が過去、今も生きておりますがでございます。これと類似の制度とお考えいただければと思います。

それからその他でございますが、11月27日に第11回の石油・天然ガス小委員会、それから第6回鉱業小委員会開催され、国際戦略の方向性について議論が行われております。

それから開催予定でございますが、12月10日に東北地域で東北地域エネルギー温暖化対策推進会議、第15回が開催される予定でございます。

以上でございます。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして新潟県さん、お願いいたします。

◎金子原子力安全対策課長補佐（新潟県）

はい。県の原子力安全対策課の課長補佐の金子でございます。よろしくお願いいたします。

それでは新潟県の資料、右肩に新潟県と表示してあります、地域の会前回定例会以降に動きという資料を見ていただければと思います。説明は座ってさせていただければと思います。

まず、安全協定に基づく状況確認になります。11月27日に、柏崎市さん、刈羽村さんと共に、発電所の状況確認を実施いたしました。主な確認内容といたしましては3点ございます。まず1点目でございますが、11月22日に日に確認されました1から5号機及び荒浜側焼却建屋において、避難経路扉が浸水防止対策や気密処理のためコーキング処理等行っていたことによりまして、開放できない状況であった不適合事象について、東京電力から概要説明を受け、現地の調査を確認いたしました。

次に2点目と致しまして、10月18日に発生致しました、大湊側補助ボイラー建屋2階電源室電源盤における火災の発生について、電源盤の調査結果や発火の推定原因について説明を受けたところでございます。3点目でございますが、10月28日に発生致しました、宿直当番による訓練時のFAX誤送信について、説明を受けたところでございます。

最後に、その他といたしまして、記載された項目の報道資料を添付してございますので後ほどご確認いただければと思います。主な内容は毎月行っている放射線監視データの照合確認の結果になります。

新潟県からの説明は以上でございます。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして柏崎市さん、お願いいたします。

◎宮竹係長（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市でございます。それでは、お手元にお配りさせていただいております、前回定例会以降の動きに基づきまして説明させていただきます。

1番目の安全協定に基づく状況確認でございますが、11月27日に開催、実施をしております。新潟県、刈羽村さんと共同で行なっております。

避難経路扉の不適合事案の発生を受けまして、これは臨時で実施を致しております。内容につきましては、新潟県さんから今ほど説明ございましたので割愛をさせていただきます。

2番目の、原子力防災出前講座でございますが11月25日、29日、30日の3回行っております。内容につきましては、避難計画や原子力災害時の取るべき行動について説明を行っております。

3番目の市町村による原子力安全対策に関する研究会でございますが、11月20日と29日にそれぞれブロック会議が開催されており、そちらに出席しております。20日が県北のブロックになります。29日が上越のブロックになります。内容につきましては、新潟県さんから原子力防災訓練の実施結果、それと原子力防災に関する今後の取組みについて説明がございました。また事務局の長岡市から避難者の受け入れに関する各種マニュアル案について説明がございました。それらも含め、訓練の振り返りも含めて、参加者の意見交換を行っております。

4番目ですが、緊急時通信訓練が11月25日に行われております。ERC、国の緊急時対応センターとオフサイトセンターの、電話、FAXの送受信の訓練を実施しております。併せましてテレビ会議システムの音声、映像の確認も行っております。柏崎市からは以上となります。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それでは最後に、刈羽村さんお願いいたします。

◎加藤主任（刈羽村・総務課）

刈羽村でございます。

まず、11月27日の避難経路の扉に関する状況確認でございますが、新潟県さん、柏崎市さんと共に共同で実施させていただきました。あと、市町村による原子力安全対策に関する研究会で、11月中、各ブロックで開催してはりましたが、そちらは、村の職員で出席させていただきました。以上となります。

◎桑原議長

ありがとうございます。それでは、前回定例会以降の動きということで、東京電力さんから刈羽村さんまで説明いただきましたが、これより、委員の皆様よりの質疑に入らせていただきたいと思っております。挙手の上、名前を名乗ってから発言をお願いしたいと思います。それでは宮崎さん、どうぞ。

◎宮崎委員

はい、宮崎です。東京電力にお聞きします。2つです。今、説明がありました、避難経路扉のコーキング処理。避難経路になっているとこまで埋めてしまったという、これです。本当に何か、聞いていて不安になるというか、この程度のこと。直されているからいいのですけれど、なぜこんなことが起こってしまうのか。この組織内の力というのはどうなっているのかなというのが心配です。それで先ほどもう一つ、中

身は規制庁から話がありましたが、前回、共有会議で話があったのですが、ちょっと忘れましたが、訓練中に FAX を規制委員会にしたと。ところが間違った誤送信をしてしまったという。これもこの前 FAX についてはダブルチェックをしながら送るとか。そういう、かなり組織として正確な情報を出そうという、この努力をすると、誓いをされたと思うのですけれども。また今回こういうことが起こったと。いったい、私ら市民にすればどうなっているのだと。近々あったことを戒めながらやっているのであればこんなことは起こらないのではないかと思っただけ聞いていました。この2つ、いったいどういう組織的に対応してきたかと思うのですが、なぜこんな間違いが起こったのか。FAX の話と、この扉の件です。説明いただきたいと思います。以上です。

◎桑原会長

それでは、東京電力さんと規制庁さんということですかね。それじゃあ東京電力さん、お願いできますか。

◎水谷土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

土木建築担当の水谷と申します。まず、避難経路扉の件についてご説明させていただきます。こちら、発電所内の避難経路につきましては、常に避難経路上に障害物がないか、扉の開閉等に支障がないか、概ね3か月に1回、年に4回ほど、点検を毎年実施していました。こちらについては適宜確認していたのですが、まず最外部の扉、こちら防護扉ということもありまして、通常時あまり開閉をするようなことがないようなかたちで点検を実施していたことがありました。また、内部から最終的にその避難経路をたどって外に出る、最終的な避難口の扉まで確認したところで一応問題ないと点検をしていたのですが、実際には外側から津波時の浸水対策ということでコーキングがされていたということで、実際に開かない状態であるということに気付くのが遅くなってしまいました。そういう意味では、私達建築に関係する者としてはお恥ずかしい不適合ということになります。

あともう一つ、気密対策で閉じられていた扉についても、管理区域と非管理区域の境界ということで、当時その点検を担当していたものが、避難経路上の扉については簡単にはその場では開けられないということで、扉の建具として問題がないかということを確認し、実際には開閉しないで避難経路を確認していたということで、こちらも先ほどの最外部の扉と同じなのですが、実際に開閉をちゃんとできるかどうかという観点でしっかりと確認できていなかったこと、今回の不適合については至らないところがあつたと考えております。

今後については外部の扉についても、最終的にしっかり開けられるかどうか、その防護扉の手続きし、開閉するところまで確認するというところで、法令に抵触するような状況を防ぐような取り組みをしていきたいと考えております。避難経路扉については以上になります。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

電所)

発電所の佐藤から、訓練用 FAX の誤送信につきましてご説明させていただきます。

毎日当番者で、当番につく前に訓練を実施しています。そこでは実際に、訓練用の通報用紙というところで模擬して訓練をおこなっており、社内の宛先に FAX を送ることに対応し、訓練を実施しています。10月28日に、同様に通報用紙を実際に FAX にかかけ、訓練用のボタンを押し、社内に送られるものと思い操作をしていたのですが、こちらにつきまして、前にもお話したかもしれませんが、11月1日に国の評価訓練というものがございました。その関係で、送信先を追加する必要がありました。その追加する作業を、実際当番者とは別の部署で、宛先の変更、追加の作業をやっておりました。変更したことで、規制庁や、オフサイトセンターといったところが送付先に指定されてしまい、本来であれば、途中で作業を中断せずに、最後まで短縮ダイヤルを直した上でやらなければいけないのですが、そういった途中の段階で当番訓練が入ってしまい、そのボタンを押してしまったことによって、本来社内に送るべき FAX が、規制庁様やオフサイトセンターに送られてしまったというような状況でございます。説明は以上でございます。

◎桑原議長

それでは、1問だけ。

◎宮崎委員

説明を聞いて納得できないのは扉については当然下請けの方頼んで、このような計画でやるという仕様書というのか、それを点検している人がいたと思います。だから出来上がった通りになっているのかということをチェックする。そういう仕事をして、そうなっていると思うのです。そういう段階でチェックして、ここ間違った作業してしまったようなことはなかったのかどうか。先ほども組織といったのですが、組織はきちんとしていればそういうミスに至らなかったと思うのですが、東京電力ほど立派な会社で、そういうことがなぜ緩んでいるのかというのが非常に不安で、ミスはあるものだっていわれてしまうかも知れませんが、この程度のミスが防げないで大きいミスがもっと起こるのではないかという心配がどうしても広がります。組織的な対応どうだったのか、ということをお聞かせいただきたい。その FAX についても、前の話で、ダブルで誰か一人がミスしたのだったらいいのかと思うけれど、二人や複数でその確認しながらやるというようなことはなされなかったのかどうか。その辺りもう一度聞かせてください。

◎桑原議長

東京電力さん、よろしいですか。それでは、簡潔にお願いします。

◎水谷土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

お話ありましたように、例えば避難経路の点検については業者さんをお願いをして、避難経路を確認していただくような委託をしておりました。最終的に先ほど申しまし

たように、最外部は防護扉というところもあり、そこまで行ったところで、その途中に障害物がないとか、誘導灯が問題なく見えるかと、そういった観点で一応点検を行っていたというところですよ。

で、一方その最外部の扉についても、扉を点検する委託というのは業者さんをお願いしてまして、外側からその扉にさび等がないとかですか、そういうところの外観は確認するような委託はしていたのですが。これまで別の業者さんをお願いしていたところをすべて同じ業者さんに今回お願いしたことで、その業者さんがしっかり外から見て発覚したという経緯になります。基本的にはその仕様書の中でしっかりその避難経路がちゃんと通れるかどうか、そういうことを確認してくださいというかたちで我々、業務をお願いしたのですが、どうしても我々、最外部の扉を開けるところまでうたっておりませんでしたので、今回からはしっかりその最外部も開けるような手続きをとって実際に開閉するという確認するようなかたちにしていくことで、今後改める次第になります。以上です。

◎設楽発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

FAXの件について、宮崎さんにお答えしませんでしたけど、FAXの当番者の訓練に関してはここでもお話させていただきましたように、ダブルチェックをしていました。ですので、押すボタンは、当番者は間違いなくこのボタンだということを確認して押していました。先ほどの説明でわかりにくかったかとも思いますが、その押すボタンのイメージとしては、メモリーの内容が書き換えられていたと理解していただくとわかると思うのですが、Aという行先のボタンを押したら、中身がBという行先になっていたということで、そもそもAとBをセットで換えなきゃいけないのですが、その作業を途中で終わりにして引き継いでしまったということが大きな原因です。その作業が終わった時に、ちゃんと終わっているということはダブルチェックをしようとなりますが、途中で引き継ぎになっていたんで、そういう意味ではおっしゃるように、作業自体のダブルチェックも含めて出来てなかった。こういうところが本当いろんなところに迷惑かけた原因だと思っています。我々がFAXのところでは自分たちの業務の品質を上げようとしている中での基本的なことですので、当時お約束して6月の件でお約束して今まさにそれも含めて継続的にやっているところです。それがまだ不完全だということが証明されたわけですので、引き続きをしっかり、業務の改善というものを取り組んでいきたいと思っております。本当にご迷惑をおかけしたところ、関係の皆様には申し訳ございませんでした。

◎桑原議長

はい。それでは高橋さん、どうぞ。

◎高橋委員

はい、高橋です。東京電力さんにお聞きしたいと思いますが、宮崎委員からいろいろ質問されましたけど、FAXの誤信はもうないものと思っていたのですが、またやっ

てしまったと。それから、コーキングしてあったので扉が開かなかった、というのはこれも情けないなという感じがするのですが。それは今、答弁聞きましたのでよろしいです。この部分は、コーキングを今度取り除くのだと思うのですが、本来コーキングしてあったほうがいい、あるべきだからコーキングしたのだと思うのですが、これを取り除いて大丈夫なのか。それから、この写真の中でコーキング処理をしてあるのがありますけれども、この扉の両脇。真ん中もですが、どのくらいの幅というか、何ミリになるのかわかりませんが、1cmはないと思うのです。これを取り除いて、いざという時、本当に大丈夫なのかなという疑問があるんですけど、お聞かせ願いたいと思います。

◎水谷土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

実際にこれが施工されたのが、3月11日福島事故が起きた翌日から施工に入りまして、津波、浸水対策ということで緊急で実施されたものでございます。現時点では電源の多重化等、いわゆる津波対策について、実際コーキングがなくても十分対応ができる状況ということで既にこちらの発覚した直後にコーキングを完全に切って除去しまして、扉が実際開閉できることを確認している状況。つまりもう、扉として使用できる状況になっている状況でございます。以上になります。

◎高橋委員

溝の幅は。

◎水谷土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

場所によりますが、幅があるところでも10mm程度かと思います。具体的な数字は現在わかりませんが、基本的にはこの建具と周りの枠との間、あとはメシアワセと申しますがちょうどこの観音開きになっている真ん中の部分、あとヒンジのところ。基本的には水が入らないようにということで隙間を全部コーキングで埋めていたという状況でございます。

◎桑原議長

高橋さん、よろしいでしょうか。それでは、高桑副会長。

◎高桑委員

高桑です。誤報FAX、各関連で東電と規制庁にお話をしたいと思います。まず東京電力は今質問があったので、この誤報FAXの問題は説明をいただきました。実はこれは、先回の共有会議の時にも既に起こっていたことですよね。規制庁ではちゃんと先回の規制庁の動きの中で、誤報FAXについて規制者と面談したよという報告があるのですが、東京電力の先月以降の動きの中には、確かそういう報告は1つも載ってなかったと思うのです。今回、それでも報告があるのかなと思いましたがけれども、そちらから直接報告はありませんでした。この誤報FAXの問題は、内部の問題だということなのかも知れませんが、この情報の誤報についてはいろいろな失敗が重なっているわけで、改善策をしたにも関わらずまた重なっているわけで、こういうことにつ

いて質問が出てからお答えするのではなくて、なぜ東京電力から直接きちんとなさらなかったのかということが東京電力に対する質問です。

それから規制庁に関しては、これは新聞記事になんですけれども、新聞の記事がどこまで本当かといわれれば少しわからないところもあるかも知れませんが、この件について水野所長は、「けしからんというほどではない」というようなコメントをなさいました。私はこれを聞いた時に、新潟、山形沖地震の時の誤報 FAX についても、「大きな問題ではない」というような話をされました。私はここで考える時に、それこそ点で考えれば「けしからんというほどではない」というのかもしれませんが。新潟、山形沖地震の時の誤報 FAX もそれだけ見れば、たいしたことではないと言えるのかも知れませんが、そういう見方ではない。東京電力はこれまで情報についていろいろなかたちで、不手際ということを重ねていました。特にこの誤報 FAX については、この1年の間にこれで3回目になるわけです。だから、私は規制庁の方としてはぜひ、点で見るのではなく流れの中でどういう意味を、この誤報 FAX がどういう意味を持つのかということを繰り返しますけれども、点ではなくて、流れの中で見ていただきたいと感想というか意見でこれからそういうふうに見ていただくようお願いしたいと思います。以上です。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所の佐藤から回答させていただきます。なぜ自らということでお話いただいたかと思えます。こちらにつきましては、間違っ て FAX を規制庁に送ってしまったということで、規制庁から本社の当番者に FAX が間違っているのではないかという連絡をいただいております。また、訓練用の FAX なのですが、訓練ということを書き忘れており、規制庁から連絡をいただいております。その際に社内で確認しその場で間違っ て訓練中の FAX を送ってしまったということでもわかりましたので、ご説明をした上で翌日も対応をさせていただきます。

当然不適合ですので、きちんと社内で原因と対策をまとめて報告処理をしたところもございまして、公表は積極的ではなくて通常の不適合をホームページに公表させていただきますというのが現状でございます。以上でございます。

◎高桑委員

これは、それこそ新聞記事にもなった内容です。そういうことについて、地域の会で説明をなさらないと。質問がなければなさらないということですね。これは今のよう な理由が仮にあるにせよ、しかもこれは情報の伝達の問題ですから、やはり東京電力は自ら、地域の会で質問される前にきちんと説明すべきだったと私は思いますし、これからは細かいことについてもきちんと説明すべきことは新聞でしか知らないというのではなく、きちんと説明するようにしていただきたい。要望です。

◎桑原委員

それじゃあ、それはご意見ということで。竹内さん、どうぞ。

◎竹内委員

竹内です。よろしくお願いします。私もコーキングの閉じてはいけないところを閉じてしまったという問題についてなんです。まず原子力発電所が、ただでさえ複雑で大きな施設のところに安全対策を継ぎ足しているの、原子力発電所じゃなくても大きな施設、複雑な施設になると全体を管理できる、できなくなって、不手際が多くなるという話を聞いたことがあるので。どういうふうに工夫してその全体を把握しようとしているのかってあたりをお伺いしたいと思います。もし無理なら今回じゃなくてもいいのですが、教えていただければと思います。

やはり 1～5 号機に対し、6・7 を中心にやっているが、あまり 1～5 号機について甘くなっているのかなというようにも感じまして。以前、質問した時に、福島は敷地内に使用済燃料を仮に置くようなプールがあるけれども、柏崎刈羽はリラッキングをして詰め込むほうを選んだっていうことを、1 回、回答をいただいたことがあったのですが、そういうふうにどうしても管理が甘くなっている 1～5 号機に、どんどん使用済燃料が詰め込まれていくのが、すごく不安で、東京電力にお伺いしたいのですが、今後も 1～5 号機に号機間輸送をして 6・7 の燃料を移すということを考えてられるのかお伺いしたいです。

◎桑原議長

それでは東京電力さん、お答えできますでしょうか。

◎設楽発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

それぞれの号機の燃料はそれぞれの号機で管理していて、6・7 の燃料そのものは、そっち側には持っていける許可はもらっていません。ですので、号機間輸送するにしても、オリジナルの燃料をまた元に戻すということは、これは十分あり得ます。ですが、新たに発生した 6・7 の燃料は、今は許認可的にも持っていきませんので、元にあったものをオリジナルの号機、もしくは 3・4 ということは、これは、運用の中で考えていかなければいけないことはあると思っています。今、できることはそういうことです。

◎桑原議長

はい。

◎竹内委員

それでは、3・4 から移る、6・7 に移したものを戻すということは可能性があるけれども、それ例外はないということなのだと思ってしまうのですがいいですか。

◎設楽発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

1～5 から 6・7 に行ったものを戻すことはあるけど、6・7 ものは新たに持っていけないということになります。

◎竹内委員

それでは、今は無理だと思うのですが、1～5までから6・7に移したものがどのくらいあるのかを後日教えていただきたいです。すいません。今日は無理だと思います。

◎桑原議長

よろしいでしょうか。他の方、なければ時間になりましたので、これで前回定例会以降の動きについて閉じさせていただきたいと思います。それではこれより10分間の休憩に入らせていただきまして、少し中途半端ですが、7時40分に会議再開をしたいと思いますので、休憩に入らせていただきます。

－ 休憩 －

◎桑原議長

それでは、時間、若干前ですが全員お揃いでございますので、会議を再開したいと思います。

それでは議事(2)柏崎刈羽地域原子力防災協議会作業部会の概要について、であります。本日はこの説明のため、大変お忙しい中、内閣府地域原子力防災推進官、水野市郎さまからお越しいただきました。それでは水野様よろしく願いいたします。

◎水野地域原子力防災推進官(内閣府)

ご挨拶させていただきます。ただ今、ご紹介に預かりました、内閣府政策統括官。先月でございますが、情報共有会議の時に、荒木が大変皆様お世話になりました。ありがとうございます。その付でございます、地域原子力防災推進官をしております、水野と申します。この柏崎刈羽地域を担当させていただいております。よろしく願いいたします。

本日は、原子力防災協議会、同作業部会、それからこの柏崎刈羽地域の原子力防災協議会作業部会の概要について、説明をするようにというご要請をいただいております。ご説明をさせていただくべく参上させていただいた次第でございます。

それでは、恐縮でございますが、今後座らせて説明をさせていただきます。

皆様のお手元の資料をお配りしております。地域原子力防災協議会及び作業部会について、ということでございます。資料の前半部分4ページまでは、地域原子力防災協議会、また作業部会というものはなんなのか、といったようなことについて説明をさせていただいているものになります。

それから、右下のお捲りいただいて5ページ目。小さい字で大変恐縮でございますが、右下の5ページ目から7ページ目まで。こちらが、柏崎刈羽地域の原子力防災協議会作業部会、現在、開催を5月、それから8月と9月とさせていただいておりますが、この現状について説明させていただいている文章になります。お時間いただきまして、前半後半ということで続け様になってしまい恐縮ですが、ご説明させていただければと思います。

先月、11月19日の情報共有会議の時にも、荒木から、皆様に申し上げたと聞いております。内閣府原子力防災担当は、福島事故を踏まえて組織ができ、その教訓から、避難計画づくりを支援、関係自治体の皆様と一緒に策定していくということが使命であるということ。

それから福島事故の教訓でございますが、避難によって、健康リスクが高まる方が無理に避難ことにより亡くなられたり、健康を害された方がいらっしまったということでございます。また、事故は起こり得ないということで、しっかりとした計画が作られていなかったと。こうした反省を踏まえ、出来得る限りしっかりとしたものをあらかじめ計画として策定をする。ただ、計画というのは完璧なものではございません。常に訓練ですとか、まさに新潟県主催の訓練も行われたわけでございますが、そうした訓練、それから研修等々。こうしたものを通じてより実効性を高めていくことを繰り返しやっていかなければいけないと、このように申し上げたかと思えます。その反省ですとか、教訓を踏まえて、現在の原子力防災対策というのを構築させていただいているところでございます。

1 ページ目、表紙のこの下に書いてあるところをご高覧いただければと思います。そもそも、地域原子力防災協議会の設置というのはどういったところに根拠があるのかといったところでございます。

東日本大震災、それから福島事故を受けて、2012年、平成24年に改正されました、原子力基本法におきまして、原子力防災会議が創設されたわけでございます。こちら、内閣総理大臣が議長を、内閣官房長官、それから環境大臣、これ内閣府特命担当大臣。今、小泉大臣でございますが、原子力防災担当の大臣。それから原子力規制委員会の委員長が副議長を務めるこの会議におきまして、平成25年の9月3日に、関係自治体の地域防災計画、避難計画の策定、作成充実化について関係府省をあげて支援する旨、地域防災計画の充実に向けた今後の対応というものが決定されました。

この当時、現状認識といたしまして、防災基本計画原子力災害対策指針に基づく、新しい枠組みに基づいて原子力発電所から概ね半径30km圏内の自治体に依る地域防災計画や、避難計画の策定が進んでいるところで、現状この当時、ございました。この地域防災計画につきましては、内容の具体性や、実効性を高めるといったようなことが極めて重要でございます。避難計画や要援護者。当時、要援護者というようになっておりました。対策の具体化等進めるにあたって、自治体のみでは解決が困難であるといったようなものについて、国の積極的な支援が記載されるといったような現状認識が示されております。

そこで今後の対応と致しまして、ここに書かせていただいております通り、政府を挙げて地域の防災計画の充実化を支援することとし、原子力防災会議及び内閣府を中心に以下の取組みを実施、となっております。

最初に、内閣府は原子力発電所の所在する地域ごとに課題解決のためのワーキング

チームを速やかに設置し、関係省庁と共に関係道府県、市町村の地域防災計画、避難計画の充実化を支援する、となっております。また、原子力防災会議及び同幹事会において、地域防災計画、避難計画等の充実化の内容・進捗を順次確認をすると、いったようなこととございます。こちらにつきましては、平成 25 年 9 月 3 日の原子力防災会議で、会議としての決定をみる文書になります。

この後、内閣府、それから関係省庁、それから関係する自治体の皆様とも、調整等々させていただき、地域原子力防災協議会を設置されるということとございます。こちらにつきましては、平成 27 年の 3 月 20 日に、内閣府政策統括官原子力防災担当名で文書が出されております。これに記載されている通りになりますが、設置の趣旨ということで、先ほど申し上げました会議の決定に基づいて、内閣府の政策統括官原子力防災担当は道府県や市町村が作成する地域防災計画、避難計画などの具体化、充実化を支援するために原子力発電所の所在する地域ごとに課題解決のためのワーキングチームとして、地域原子力防災協議会を設置するということになりました。

この協議会の運営でございますが、協議会は 13 地域。3 ページ裏面の下のほうになります。緊急時対応の取りまとめ状況という図がございます、日本地図になっています。ここで四角囲いの、「地域」と書かれている、北は泊から南は川内地域までになりますが、福井だけちょっと特殊でございます、高浜、大飯、美浜、敦賀、それぞれ地域があって、これを全部総称して福井エリアというように呼んでおり、これで 1 地域とカウントして、これで 13 地域ということになりますが、こちらに協議会を設置しております。基本構成員につきましては、内閣府の先ほど申し上げました、今でいきますと荒木、それから関係府省庁のですね、審議官クラスの者、それから関係道府県の副知事。それから地域ごとの課題等々を踏まえまして、実情を踏まえてここは柔軟にメンバー等々については出せるようなことになってございます。また、この協議会に構成員を補佐するために、作業部会を設置できることになっておりまして、基本構成員は内閣府政策統括官付の人間、それから道府県、厚生労働省、国交省、実働省庁、原子力規制庁、関係機関の各担当者が、地域ごとの課題や実情に応じて柔軟にまたメンバーを設定するということになってございます。

また、私共は協議会開催の場合には、その議事要旨を作成・公表することになってございまして、私共のホームページでこの開催をすると公表させていただいているところとございます。

こうしたようなことを、設置するといったようなことで公表させていただいておるわけとございます。

お捲りをいただきまして、裏面 2 と書かれている「原子力防災計画・避難計画の策定と支援体制」という図がございます。こちらでございますが、先月もお持ちした資料の繰り返しになってしまい大変申し訳ないのですが、国から県、市町村、それから地域原子力防災協議会、原子力防災会議、ということで矢印が引かれているわけでござ

ざいます。そもそも、この中で地域原子力防災協議会は何をやるのか、といったようなところがございます。こちらをご高覧いただきますと、原子力が立地をする13の地域ごとに、内閣府が先ほど申しました通り、設置するという事になってございまして、内閣府、規制庁をはじめとし、すべての関係省庁と計画を策定する自治体等が参加するといったようなことでございます。

ここで協議会と致しましては各自治体の避難計画を含む当該地域の緊急時対応を取りまとめ、原子力災害対策指針等に照らして、具体的且つ合理的であるということを確認するといったようなことになってございます。

この県、市町村の防災会議、市町村防災会議というものが左側に書いてありますが、この地域防災計画、避難計画につきましては、防災基本計画、国の防災基本計画ですとか、原子力規制委員会の原子力災害対策指針に基づいてつくられているというものでございまして、これらの計画、それぞれの自治体がつくられる計画を見て、それを部分に国として調整をする部分といったようなものを含めまして、当該地域の緊急時対応というものが取りまとめられるわけでございます。これをこの地域原子力防災協議会で確認をするということでございます。

また、自治体で計画を策定する際には、ここで赤い矢印で下から「支援」と書かせていただいておりますが、私共内閣府では、自治体の支援を行っているということ、それから防護設備、資機材への財政的な支援というものも行わせていただいております。

下のボックスに、具体的にどのような支援をさせていただいているのかといったようなことを書かせていただいております。この計画策定当初から、政府がきめ細かく関与して要配慮者を含めて避難先、避難手段、避難経路等の確保等、地域が抱える課題をともに解決する。こうしたようなことを国が前面に立って自治体をしっかりと支援をさせていただくということ。

それから緊急時に必要となる資機材については、国の交付金により支援をさせていただくということ。

また、関係する民間団体への協力要請など全国レベルでの支援も実施をさせていただくようなものでございまして、こうしたかたちで支援をさせていただき、最終的に地域原子力防災協議会で了承、確認をされました緊急時対応につきましては、原子力防災会議、上のボックスの一番右側でございますが、総理が議長を務める原子力防災会議で、国として了承をする、といったようなかたちになってございます。

ここで一旦作成された、また国として了承をしました緊急時対応というものは、そのままなのかということであればそうではなく、このページの一番下に書かせていただいておりますとおり、一旦策定した計画につきましても、確認支援を継続して国として行わせていただいております、また訓練、例えば国が主催でやらせていただく総合防災訓練や、自治体さんが主体となって行われる訓練の結果も踏まえて、引き続きその改

善・強化を図っていくといったようなことをやらせていただいております。これは、改定というかたちでさせていただいております。

3. に「緊急時対応の取りまとめ状況」とこのように書かせていただいているスライドがございます。これまで、各地域に設置されました、地域原子力防災協議会におきまして、川内地域、伊方地域、高浜地域、泊地域、玄海地域、大飯地域の緊急時対応というものは現在、取りまとめられております。

これらについて、作りっぱなしということではなくて、例えば下の日本地図をご高覧いただきますと、例えば川内地域では、平成 26 年の 9 月に協議会が開催され、26 年 9 月に、原子力防災会議で了承されています。このあと平成 30 年 3 月に改訂がされているといったようなことになってございます。こちらにつきましては、やはり、川内地域、はしりの計画策定だったということもあって、例えば自然災害によってですね、屋内退避ができない住民の対応策といったようなことが、明確には書かれてなかったということ。それから台風における防護措置の具体化。観光客等の一時滞在者の避難行動等の具体化。あと、UPZ 内の住民の方々の一時移転等を、円滑に行うための対策といったようなことについて、必ずしも明確に規定がされてなかったということでございます。例えば自然災害により、屋内退避ができない住民等の皆様におかれましては、防護施設に避難していただく。つぶれていない建物に避難していただく。

台風における防護措置の具体化、ということにつきましては、そうした場合いわゆる自然災害が起こって外にむしろ出て避難をしたほうが、生命的なリスクが高まるようなことがあります。そういう中で避難をするのですか、ということであればむしろ、その場合には屋内に留まっていたほうがよいという場合がございますので、そうした場合には屋内で退避を一時的にさせていただくといったようなこと。また観光客、一時滞在者の避難行動等の具体化ということであれば、こうした方々には、いち早く自家用車でいらっしゃる場合には避難をいただくといったようなことについて、明確化をしているということで。作りっぱなしということではなくて、こうした訓練など、いろいろ、様々な検討を重ねてどんどんブラッシュアップしていくといったようなことをさせていただいております。自治体の皆様とともにさせていただいているところでございます。

次のページ、4 ページ目をご高覧いただければと思います。「計画策定に際しての共通課題」ということで、6 つほど挙げさせていただいております。後ほど、柏崎刈羽地域の検討の中でも出てくるお話になるわけでございます。要配慮者の安全な避難、避難の実施に時間がかかって特別な移動手段や、避難先が必要となるような要配慮者の方々。病院の入院患者の方々や、社会福祉施設に入所をされている皆様。それから、高齢者の方、特養にお入りになられている方。在宅の傷病者の方、こうした方々の安全な避難の確保が課題であり、即時避難が求められる 5 km 圏内、いわゆる PAZ の方々については地域ごとに具体的対策の立案といったようなことが急務であると考えて

ございます。

またこうした施設の放射性防護対策工事は、対応策の中核だと考えております。また移動手段として、福祉車両の確保というようなことも重要でございます。移動手段、バスの確保ということでございます。バス会社の応援を得るということで、既に策定をしている。緊急時対応の中では地域のバス協会の方々と協定を結んで、バスを出していただくといったようなことについても合意形成を図っているといったようなところでございます。

また、複合災害時の避難ということで、地震や津波、大雪、大雨といったようなことで、避難所であるとか、避難用車両であるとか、避難経路の確保といったようなことは課題になります。

7月に原田前大臣が柏崎刈羽地域を視察していただいた時に随行をさせていただいておりますが、その時も柏崎市長、櫻井市長から、実際に避難経路で走るバスに市長も同乗され、この避難経路が所々によっては非常に狭いといったようなこと、また私共が伺ったのは7月ですから、天候的に雨は降っていましたが、走行に支障が出るような状況ではなかったわけですが、これが降雪時にどうなるのか考えると非常に困難が伴うところであります。また、地震でそれらの道路が生き残るといったわけでもございませんので、何らかの障害が生じる可能性があるわけでもございまして、こうしたところの確保。場合によった道路啓開。道路をまた通れるようにするような作業といったようなことも必要になってくるのかと考えております。

それから、安定ヨウ素剤の事前配布であります。5 km圏住民に事前配布するとされている安定ヨウ素剤につきまして、配布率の更なる向上と配布に伴い自治体が負う実務の更なる軽減といったようなことを図っていかねばいけないと私共考えてございます。これは、安定ヨウ素剤の配布については規制庁とも連携して対応しているところでございます。

また、避難受け入れ自治体による受け入れ体制の整備でございます。30 km圏外にある避難受け入れ側自治体の体制整備について様々なご指摘をいただいているわけでもございます。連絡や避難所立ち上げ等の、防災訓練の実施ですとか、自治体職員の皆様や住民の皆様への研修ですとか広報を行う必要があると考えてございます。そのような取り組みを順次進めているところでございます。

避難退域時検査（スクリーニング）に書いてあります、除染実施体制の整備ということで、避難住民を円滑に避難退域時検査する体制を整備しなければいけないということで、これは資機材整備、要員確保、場所選定等が必要でございます。後ほどまた説明をさせていただきますが、先月の県訓練でも様々な指摘が県の避難委員会でも出たところでございます。

ここまでが非常に雑駁なご説明ではございましたが、この地域原子力防災協議会作業部会全体のお話といったところでございます。

続きまして、5. でございますが、柏崎刈羽地域の原子力防災協議会、作業部会は今どうなっているのかといったようなことにつきまして、ご説明させていただければと考えてございます。

柏崎刈羽地域の地域防災計画、避難計画の充実・強化に向けて、柏崎刈羽地域原子力防災協議会の枠組みのもとに、両協議会の作業部会において関係自治体等々一体となって検討を重ねているというように、上のボックスで書かせていただいているところでございます。メンバーということで、新潟県、それから PAZ の市である柏崎市、それから刈羽村、陸上自衛隊、海上保安庁、経済産業省、原子力規制庁、内閣府、私共がメンバーということでございまして、オブザーバーとして、UPZ の市や町の方々、長岡市をはじめとする市や町の方々。それから、東京電力様にも入っていただいているといったようなところでございます。

お捲りをいただき作業部会の開催実績ということで書かせていただいております。これは平成 27 年の 6 月 11 日に 1 回目の作業部会を開催させていただいき、緊急時対応に策定に向けたキックオフのような位置付けで開催をさせていただいており、以下、累次にわたり開催をさせていただいております。最近の開催ですと、9 月 11 日に第 8 回というものが一番新しい開催でございます。

私が作成させていただいた資料ですが、記載に誤りがあり、8 月 27 日の第 7 回の作業部会で、9 月 11 日でもそうだったのですが、県の主催の防災訓練のお話もご説明いただいております。その部分を付言させていただきますが、このようなかたちで開催をさせていただいております。

令和元年 5 月 21 日第 6 回の作業部会が行われております。この時に、今後の作業部会の進め方ということで整理させていただいております。こちらにつきましてはおおよそ 2 か月に 1 回程度作業部会を開催して、個別課題の検討を進めるといったようなこと。それから今後テレビ会議等も活用して関係者が一体となって検討していくといったようなことを確認させていただいております。

課題につきましてはこの 7 ページ下に書かせていただいております。

PAZ 内の施設敷地緊急事態における対応について、といったところから、その他のところで複合災害時の自然災害への対応等といったところでございます。こちら課題ということにして、一通り検討をしていくようなことをこの会議の場で説明させていただいております。

この第 6 回会議の時には、新潟県におきましては、原子力災害広域避難計画が策定されたこと。それから、新潟県の原子力災害机上訓練が行われたということで、2 月に訓練が行われ、3 月に策定が計画され認識させていただいておりますが、このことについて説明を県から行っていただいたといったところでございます。

8 月 27 日に行われました、第 7 回の作業部会では原子力災害指針等の改正ということと、PAZ 内の施設敷地緊急事態における対応について、議題とさせていただきます。

ております。

7. の資料にも書かせていただいている通りでございますが、PAZ内の施設敷地緊急事態における対応について、避難行動要支援者の避難の具体化等といったことが課題として挙げさせていただいておりますが、これを中心に、この第7回では議論させていただいております。例えば、初動対応をどうするのか、といったようなお話。それから、住民への情報伝達をどうするのか、といったようなお話。こうしたようなことについてもさせていただいております。

また課題といたしまして、PAZ内の学校や保育所、それらの児童の方々の避難について保護者の方に連絡して引き渡しをするといったようなことや、引き渡しができない場合にはどのように避難をするのか。こうしたことは子供たちについては避難をしていただくといったようなことになるわけです。

また学校、保育所ごとの個別避難計画の策定といったようなことは、今後必要となってくるでしょう。既に取り組みをされているところではございますが、こうしたことが課題になっていますと。

それから社会福祉施設の入居者の方。こうした方々についても施設ごとの個別の避難計画が必要であると。また、在宅で避難行動要支援者の方々については、この要支援者の方を支援する方が必要ですと。また避難手段の確保が必要だと。自分でこうした方、突然車を運転できないので、何らかの手段で当然、避難していただく必要がありますし。自家用車、ふつうの車に乗れない方については、例えば車椅子であれば車椅子を積載できる車両でもって避難をしていただかなきゃいけないわけでございます。そういったものも調達、みたいなものもあるわけでございます。

観光客や一時滞在者の連絡体制。どのように連絡をして避難をしていただくのかといったようなこと。こうしたような方々の人数把握。またこの地域内にPAZ内に勤められて、営業所がある民間企業の方々。場所や勤務地の把握が必要であるといったような事。それから輸送能力であります。こうした方々について、どれだけの方々が、法的に準備をしたバスや福祉車両で避難をしなければいけないのか、人数の把握が必要となるわけでございます。こうした人数が何人になるのか。また必要なその車種別の台数、例えばバスでよいのか、ストレッチャー車両が必要なのか、そうしたような把握も必要となるわけでございます。また、こうしたバスを、自治体、社会福祉施設、バス会社、電力事業者の方々から確保していただく必要があるようなところでもございます。また、この柏崎刈羽地域、降雪時のお話というのを考えなければいけなくて、例えば平時ですとか、発災時には除雪はどうするのか、といったようなことについて検討しなければいけないということ。それから、情報伝達。どのように避難をしていただくのか、という情報伝達。こうした場合に情報伝達が必要であるということでございます。

こうしたような課題が議論される中で、弊府、内閣府から東京電力に対して、原子

力災害時における協力について要請をさせていただきました。

この次の9月に行われました第8回の協議会で、協議会作業部会でご回答いただいているところですが、この時に要請をさせていただいた回答です。

それから、原子力規制庁から、本年の7月に改正をされた原子力災害対策指針の改正について改正ポイントについての説明を受けております。

また、新潟県から本年11月8・9に実施をされた令和元年度原子力防災訓練の際につきましてご説明がありました。この訓練にも関係機関に訓練に協力されたい、といったような要請もこの会議でされております。これが第7回の作業部会で話し合われたこと、行われたことでございます。

9月11日、直近でございますが、第8回の作業部会が行われているわけでございます。この時には全面緊急事態におけるPAZの対応について議題とさせていただいております。具体的には、PAZの住民の方々の避難先については、代替避難先確保の観点から、県内にも設定しておりますが、県外の避難先への調整も必要であることや、あと、全面緊急事態でいきますと、このPAZ内の住民の方々、皆さんに避難をしていただかなければいけなくなります。自家用車で避難できない方々がどの程度いらっしゃるのか。そうしたような把握が必要であること、また必要な輸送能力について、この輸送能力を確保するために、自治体、社会福祉施設、バス会社、電力事業者からのそうしたバス等の確保が必要であることについて議論をさせていただいております。

また、先ほども申し上げました東京電力より、第7回作業部会で要請させていただきました原子力災害時における避難等に必要バス、福祉車両、要員の確保等の対策について、事業者としてできる限り最大限の協力をするようなご回答をいただいているところでございます。

第9回以降の協議会につきましては、6.の作業部会開催実績の一番下に書かせていただいている通りで、11月8・9に実施されました令和元年度の新潟県原子力防災訓練の結果等を踏まえ、今月以降作業部会における検討を再開させていただく予定にしております。

7ページに記載された課題といったようなところの今、1つ目、2つ目の○について検討されているところでございます。3つ目の課題、このUPZにおける対応について、中身について屋内退避の実施や、一時移転等の具体化等について。こうしたようなところ以降で、今後検討していくようなこととなります。前半部分について全く検討しないということではなく、またデータが揃いましたらこれらについても検討をしていく、といったようなこととなります。

いずれにしても、まずはこの丸で書かれた5つの丸について一通り検討を進めていかなければいけないというように考えており、そのように進めさせていただくことを考えてございます。

非常に雑駁な説明になってしまい、大変恐縮ではございましたが私の説明はこれで一旦終了させていただいて、ご質問ご意見等いただければと思います。大変ありがとうございます。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それではただ今、水野様より協議会の作業部会の概要について説明いただきましたが、これから委員の皆様より質疑に入らせていただきたいと思えます。質問、ご意見、いずれでも結構です。竹内さん、どうぞ。

◎竹内委員

竹内です。よろしくお願いします。UPZ のヨウ素剤の事前配布について、どこでも検討されていないみたいなのですが、新潟県のこの間の訓練では、全面緊急事態になった後に、移送された先でヨウ素剤を渡されるというような。完全に手遅れだろうというような配り方をしていて。そもそもヨウ素剤を飲んだからといって内部被ばくすべてが防護できるわけじゃないけれども、少なくとも甲状腺だけは守られるわけで。UPZ でのヨウ素剤の事前配布について、今までも原発が動いているところとかで課題になったところはないのかどうかと、これから検討していくお考えがあるかどうかお聞かせください。

◎桑原議長

お願いいたします。

◎水野地域原子力防災推進官（内閣府）

まずご質問いただきありがとうございます。UPZ における安定ヨウ素剤の事前配布につきまして、実は様々な自治体、関係者の皆様からご要請をいただいているところでございます。先月の避難委員会の時にもお話がございましたけれど、新潟県さんからもご要請をいただいているところでございます。

こちらにつきましては、私の口から、検討しています、していませんということではなかなか申し上げられないのですが、お声として大変多くのお声をいただいている、ということは確かでございます。おっしゃられた通りで安定ヨウ素剤を、服用のタイミングがありまして、その被ばくをする 24 時間前から、あと数時間と。2 時間といったようなところまでの間に、服用をしないと効果が上がらないということでございます。服用タイミングにつきましては、UPZ の皆様については、実際に災害が起これると本部ができるわけでございます。そちらに最終的には内閣総理大臣が指示をして服用してください、といったようなタイミングになるわけでございます。基本的にこれをしていただくといったようなことが重要であると思っております。お答えにはなっていないので大変恐縮ではあります。この服用するタイミングに、服用していただくといったようなことが重要と考えてございます。

また、配布をどこで行なうのかといったようなことについても、非常に重要であると考えてございます。こちらにつきましては避難委員会でもお話がございましたが、

自治体の方々とまさに検討を進めていかなければいけないと考えておりますし、非常に重要なお話ではございますので、緊急時対応には盛り込んでいきたいと考えております。

◎桑原議長

はい。

◎竹内委員

UPZ のヨウ素剤の飲み時は家から出る時だと思います。もう辺りは放射線が漂っているわけですから。ということは、配り時はやっぱり事前じゃなければ、一軒一軒まわって配るわけにはいかないのです。というふうに私は思います。これは意見です。

◎桑原議長

ではご意見ということで。他の方いかがでしょうか。宮崎さんどうぞ。

◎宮崎委員

そもそもの話を聞きたいと思います。1 ページ目に書いてあるとおり、「政府を挙げて地域の防災計画」の充実化を支援すると書いてあるのですが、これを掲げるのであれば、この前の11月8日、9日の訓練で、バスで逃げるとか船で一部逃げるとか、ヘリコプターで逃げるとかあったのですが、最大の課題は市民がこの自家用車で逃げるってことにあるわけですね。そういう一番の課題になるということに挑戦しないで充実化。これもう本当に机の上に書いた字面だけで、本当にやるのであれば、市民全員に、もう総がかりで挙げてですね、出していただきたい。なぜかと、私は実はそのバスに乗って新井まで行ったのです。そして新井のその中継所には、県警の方、誰もいませんでした。ああいうところに市民の人がバス、車に乗って自家用車で来たら、相当な渋滞。溜まる場所にも大変な混乱が起こって、さらに次の避難所指示するっていうのですよ。指示する人たちってものすごい数要ると思うのですが、そういう方もいませんでした。で、妙高の職員の皆さんがどれくらいいるのかと思ってちょっと見たのですが、ほとんどいない。何か充実化というのであれば、最初の計画から、課題に挑戦するような訓練をどんどんしてかなきゃいけない、こう思うのです。これ本当に机の上でやっただけじゃないかと思うのです。この次の訓練はどうですか、市民も総出で自家用車で出る。そして、通勤時間帯に走らせるとかですね、冬に出るとかですね。充実化するのだったら訓練、重ねるといってもいろんな場面をやるわけですから、1 回本当に厳しい想定でやってもらう、そういうことを続けられない限りこれ、充実化なんて図れないと思うのです。このところ詳しく、そういうお気持ちがあるのかどうか聞かせてください。

◎水野地域原子力防災推進官（内閣府）

まずご質問いただきありがとうございます。県訓練のお話もございますので、場合によっては県の皆様からのお話をいただければと思いますが。

私共としてまず日章させていただいておりますのが、5年ぶりとなる訓練であった

ことでございます。新潟県主催の原子力防災訓練は今、ご指摘があった通りで11月8・9の両日、開催されたということでございます。今回の新潟県の訓練では、原子力災害時における対応の手順を確認するというを主な目的として訓練に臨まれていたというように認識しております。予定していた内容については、予定通り実施することができたと認識しております。今後、この訓練結果については、新潟県において取りまとめをされるということになると思いますが、取りまとめられた教訓事項を踏まえ、関係自治体一体となり、地道に努めていくところではありますが、ご指摘があったとおり、特に2日目に避難をしていただく訓練の時には晴天だった、こともありますし、今おっしゃられた通りで、自家用車での避難が行われなかったと。ほぼ行われなかったことを踏まえすと、今よりもやはり厳しい想定で行なわなければいけなかったのではないかと、というご指摘については先ほども言及させていただきましたが、先月の避難委員会でも、各委員の先生方からもご指摘していただいているところでもあります。

いろいろなかたちで訓練しているところがあります。例えば、北海道の泊地域では、やはり冬季ですので、低温下でちゃんと機器が作動するのか、といったような訓練をしているような事例だったり、やはり泊ですけれども、ブラインド訓練といって基本的に新潟県さんもブラインド取り入れられていましたが、被害状況を事前に、実際に訓練に参加する社には教えない。教えないでブラインドで、どんどんそこは状況付与して行って、訓練をするようなこともやっているところがあります。今後は訓練、これで終わりということではないと考えておりますし、当然、回を重ねてくるといったようなことになるのかと思いますが、そうしたところですね、やはりより厳しい条件で実施していただく、といったようなことは必要となってくるのではないかと考えるところでもあります。

◎桑原議長

それでは、他の方。高橋さん。

◎高橋委員

高橋です。そもそも私はこれまで、避難をなぜしなければならないのかと思うのです。万一に備えてやっておくのはいいと思いますが。

バスのお話が出ましたが、今、県の避難委員会の委員の上岡直見さんという男性ですが、調査では5年前なのですが、新潟県内でバスは1802台、それから乗車人員は8109人。5年前ですからちょっと増えてるのか減っているのかわかりませんが。あと、乗用車で46万人、すべて脱出。30km圏で脱出するのに最低でも30時間と言われていました。運よく脱出できたとしても、この柏崎には6kmとか7kmと、PAZもあるわけですが、私の家だと8kmくらいですけれども、戻れないということで。なんかすごく、本当に実効性のある避難計画が果たしてできるのかどうなのかな、という思いがします。

去年か一昨年か、何かの機会で、県か市か記憶が薄れたのですが、最終的にどうしても、櫻井市長に質問したのです。どうしても最後の最後、実効性あるものが避難計画をつくれなかったらどうするのだという質問をしたのですけれども、櫻井市長は当然、再稼働なんかできないし当たり前でしょ、みたいな言い方をされたことがあるのです。一生懸命やっていた方がいいのが本当にありがたいのですが。道路だとかそういった交通手段ですとか、思い切ったことをやらしてもらわないと実効性のある避難計画は交付税を交付している程度では実効性のある避難計画はできないと思うのです。内閣府でも、やるだけやって頑張っていただけだと思うのですが、最終的に、もう避難は不可能だと、それで止めた国は原発廃炉にした国も何力所かあるわけですけども海外では。この日本国内においては最終的にどうしてもだめだった。今から、ダメだったらどうかという質問も大変失礼ですけども、私は不可能だと思うのですが、いかがでしょうか。

◎水野地域原子力防災推進官（内閣府）

高橋委員、ご質問いただきありがとうございます。

まず私共といたしまして基本的なスタンスは、その再稼働のお話は、今若干出しましたが、お答えできないのです。まずそこに核燃料もあるわけですので、避難計画は作らなければいけないと考えており、また当然避難計画。その緊急時対応につきましては実効性あるものになければいけないと考えています。そのために、様々なかたちでの取り組みといったようなことをさせていただいているわけで、基本的には自治体の皆様と連携をしていながら頑張っていますとしか申し上げられないところでございます。いずれにしても、実効性のある避難計画をつくらなければいけないといったところは、引き続き努力をさせていただき所存でございます。お答えになっているかというところではあるのですが。

◎桑原議長

もう1つだけ。

◎高橋委員

その程度しかお答えいただけないだろうと思って質問させていただいたのですが、仮にですけれど、一人一人に福島事故の時、テレビで見ていると、ガスマスクみたいなものを付けたり、防護服着ていましたけど、ああいうものとか、あるいは各家庭とか施設とかに一時的にせよ、核を防ぐようなものを準備するしかないのではないのでしょうか。車で30時間も乗っていたらガソリンは切れる、事故は起きるということで大混乱になると思うのですけれども。もう少し基本的なところから3日間でも1週間でも避難出来なくても健康を害さないで住むような、そういったものも技術的に無理なのかどうか、そのへんをお聞かせ願いたいと思います。

◎桑原議長

その辺り、お答えはできますでしょうか。

◎水野地域原子力防災推進官（内閣府）

まず今のこの避難計画、緊急時対応の仕組みというのは福島事故のやはり教訓に立って、その程度策定をさせていただいているところがございます。そうした中でやはり SE と呼んでございますけど、施設敷地緊急事態になった時には、いち早く要避難者の方々に避難していただくとか、そうした仕組みを考えているところがございます。避難経路といったようなところについても、安全に避難できるように 1カ所、やはり 1ラインだけではなく、複数ラインを設定する等々、いろいろと工夫をさせていただいているところがございますので、やはり安全に避難していただけるように私共避難というか、防護をしていただけるように取り組んでいくところがございます。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは、石坂さん。

◎石坂委員

はい、石坂です。今日はどうもありがとうございました。

今ほどの説明の中で、とりあえず今後の防災協議会のこの地域。特に柏崎刈羽地域の当面の一つの目標という言い方をしているのかどうかわかりませんが。この緊急時対応をこの地域としても取りまとめるということだと理解しました。だいたいどんなタイムスケジュールで、いつ頃、どんな感じでまとまるか。あと、これまでに 1・2・3・4 地域ぐらい、もう既にまとまっているわけだと思います。参考的にそれぞれの地域の緊急時対応はどういうものなのか、というのは内閣府さんのホームページで内容は確認することはできるのでしょうか。さっきから見ているのですがも見つけられないでいるものですから。すいません。

◎桑原議長

はい、お願いします。

◎水野地域原子力防災推進官（内閣府）

タイムスケジュールについてのご質問をいただきました。こちらにつきましては、私共として、いつまでに時間軸を設けているといったようなことはございません。基本的に先ほど申し上げました私の説明資料でいきますと 5 ページになりますが、メンバーの方々皆様の同意を得る必要があると考えていますので、それをいつまでにやらなければいけないといったようなことを、どこかタイムスケジュールを設けているといったようなことはございません。基本的に皆様の安全安心に係ることですので議論を尽くさせていただくということかと考えてございます。

それから、私共のホームページでございますが、内閣府原子力防災、と入れていただくと、あとで、もし差し支えなければ転送したいと思いますが、ホームページに掲載させておりますので、またご紹介をさせていただければと思います。もし URL 等々については、今すぐは難しいですけれども、次回の会議の場で皆様にご紹介できるように、原子力規制からになると思いますが、させていただければと考えております。

◎石坂委員

他の地域のその緊急時対応というのは、どのような内容のものができるのか、と参考ということでありまして。その内容をみれば、実際に今、新潟地域の柏崎刈羽地域の防災協議会の作業部会の議事録も見ましたが、あんまり内容も詳しく載っていないようですが。どの程度までのことをいっているのかなど、何が課題なのか、というのは多少わかるかなという意味で見たいと申し上げているわけでありまして。今、説明がありましたので、実際この緊急時対応指針取りまとめるのに、どれくらいの山があるのかみたいな感触を、今せっかくお話がありましたので参加者であります、新潟県さんと柏崎市さんに、お話いただける範囲でお聞かせいただければと思うのですが、いかがでしょう。

◎金子課長補佐（新潟県）

新潟県でございます。正直申しまして、先日行われました県の訓練のところでも、いろいろな厳しいご意見をいただきました。（訓練を）やる前後でいろんなメディアも含め、いろいろ厳しいご指摘をいただいています。今、現在、県議会も始まっておりまして、そこでもかなり厳しいご意見をいただいています。言い訳じみたことを言うつもりもありませんけれども、私共の訓練につきましては、広域避難計画というものがやっとできあがったのが今年3月。それを踏まえてやった初めての訓練、しかも、住民参加をしていただいた訓練は5年ぶりでございます。というところからすると、申し訳ございませんが私共職員の間でも不慣れになっている、というのが正直です。ですので、改めて作った計画と不慣れになっているという現状を踏まえて、まずは基本的な手順を確認していこうというところで、まずスタートしましたので、より厳しいものを求められている皆様方からすれば、さぞかし物足りないというのはご指摘としては重々承知の上で、まずそこからスタートさせていただきたいのが本音でございます。

そういった意味から、花角知事が申しましてるように、これから段階的に手順を踏みながら、ここで出た課題をしっかりと分析、理解し、計画に反映し、その点をまた訓練に生かして、それを順次繰り返していくというところで計画の実効性、我々職員等々の対応力の向上に繋げていきたいところでございます。冒頭、そこをお話させていただきたいと思っています。

まず、その計画。今、避難委員会でも議論していますし、そもそもの計画というものは、内閣府さん中心にやっておられる、私共もメンバーになっている、この地域（原子力防災）協議会や、作業部会で作る緊急時対応につきまして、かなり密接、不可分の部分がございます。従って、県の計画も今、まだ発展途上の段階と、国が中心となって取りまとめている、緊急事態が相俟って、そこまで結びついて計画になるまでには、もう少しお時間をいただくのが私の感覚でございまして、今国の担当者からもお話がありましたように、手順というか期限を切っていただけないというのは、裏

返せば一つの期限で、そこまでの間でまとめられるものを作るというものではなくて、しっかりとしたものを作りたいという意味合いでいることをご理解いただければな
と思っ

◎桑原議長

それでは、柏崎市さんお願いします。

◎宮竹防災・原子力係長（柏崎市）

柏崎市でございます。内閣府さんの資料の7ページに記載がありますように、作業部会で、今後検討が必要な課題ということで5項目に挙がっていますが、先ほど、ご説明あったように、今年度に入って作業部会の中で話し合われたのが、上の2点までです。これにつきましても、どちらかという課題の洗い出しをしたところであり、その具体的な解決策の検討は、これからされていくものと考えております。

3つ目の、UPZにおける対応につきましては、これから作業部会で検討されることになると思うのですが、今まではPAZに関しては、柏崎市と刈羽村のみの意見だったのですけども。今度はUPZになりますと長岡市含めて、もっと市長さんが多く入って絡んできます。そういったところで、それぞれの考え方等もありますでしょうし、かなり時間をかけた議論が必要になってくるのではと考えておりますので。山があといくつくらいあるのだというご質問については、まだ相当の山に登らなくてははいけないと考えております。

◎桑原議長

石坂さん、よろしいですか。

◎石坂委員

ありがとうございました。いずれにしてもとりあえず決めるわけにはさすがにいかないと思うのですが、ある程度は県民最大であれば、県民、全県民、たぶん最大ですね、関心ごとであるのも事実だと思いますので、ある程度、きちんと一つひとつやっぱり進んでいるっていうようなところを、なんか見せていただければというふうに思います。決めてから、他の地域も改定を重ねているということは、どんどんどんどん見直しをされているということなので。今まで、他の地域に比べて非常に遅れている感触があるのは事実でありますので、そのあたりをまあ、取り戻していただければというところでもあります。

◎桑原議長

それでは、最後に須田委員さん。時間ですので須田委員さんで終わりにしたいと思います。

◎須田委員

須田でございます。この原子力防災の避難計画もそうですし、他の緊急時の避難もですが、私ら共の柏崎地域は高齢者と要配慮者がどんどん増加している状況の中で、やはり健常者よりも、この要配慮者が数を増していくことも徐々に考えられますので、

その辺りも頭の中に入れて避難計画を組まないといけません。それで、自主防災組織に丸投げされても、それも少し不可能かと思います。そして、今の時代は、核家族化していて、2世帯が一緒に住んでいる家庭は多くない、というような状況の中、女性も責任ある職種に就くという時代だと思うのです。ここにずっと並んで、東京電力さんあたり並んでいらっしゃる方、ほとんど男性の方ですが、女性もそういう時代になってきて、保育園や小中学校の保護者への引き渡しという問題で、やはり引き渡していただくには職場離脱をしなければいけないわけですね。その中で、その職場の中で女性が職場離脱をするような状況になっているかどうかということも、問題だと思うのです。医療従事者であっても、やはり保育園のお迎えや、引き渡していただかなければならない人もたくさんいらっしゃる。そういうことも男性の頭の中で考えるには、人数的に何人で割ればいいのでしょうかけれども、そういうことも含めて、やはり女性も社会進出し、そして責任ある職種に就き、今までは自転車でもいけるような職場にお勤めの方が多かった時代ですが、今は10 km、20 kmと、だいたい20 kmくらいか30 kmもの通勤をしていらっしゃる方も大勢いらっしゃいます。ですから、そういうことも含めて避難計画を。ただ、何人だからどこへ集まれというのではなく、社会情勢も踏まえた中での避難計画を立てる必要があるのかなと私は考えます。

◎桑原議長

須田委員さん、ご意見ということでよろしいですか。はい。

◎水野地域原子力防災推進官（内閣府）

ご意見いただきましてありがとうございます。非常に重いお言葉をいただいたと思っております。踏まえて対応して参りたいと思います。ありがとうございます。

◎桑原議長

それでは定刻になってきましたので、水野様には遠路からお出でいただき本当にありがとうございます。

それでは、第198回の定例会はこれで閉じさせていただきます。それでは事務局からお願いします。

◎事務局

それでは最後、事務局からご連絡をさせていただきます。次回第199回定例会でございますが、明けまして令和2年1月8日水曜日、第2水曜日でございます。午後6時半から、柏崎原子力広報センターで開催となりますので、よろしくお願いいたします。それでは以上を持ちまして、地域の会198回定例会を終了させていただきます。大変どうもありがとうございました。